

レンタル・リースカー貸渡約款

第 1 章 総 則

第 1 条 (約款の適用)

1. 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタル・リースカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。

なお、この約款に定めない事項については、法令又は一般の習慣によるものとします。

2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の習慣に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第 2 章 レンタル・リース契約

第 2 条 (レンタル・リース契約の基本遵守事項)

1. 借受人は、レンタル・リースカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、引渡場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して契約申し込みをすることができるものとし、当社は保有するレンタル・リースカーの範囲内でその申し込みに応ずるものとします。
2. 借受人の指定する場所引渡場所までのレンタル・リース車の陸運送費用は、借受人が負担するものとします。
3. 車両の所有者は当社ですが、借受人は車両の使用者として登録するものとします。
4. 車両の名義変更手続きは、当社がこれを行うものとします。車庫証明の取得、事業用車両の増減車等の諸手続きは借受人がこれを行うものとします。但し、諸手続きに要する費用は借受人の負担とします。
5. レンタル・リース期間は原則として、最低 1 か月とします。但し、期間の上限は設けないものとします。

6. 当社はレンタル・リースカーを、燃料タンク満タンにして貸出すものとします。借受人は、燃料使用量の如何に係らず、レンタル・リースカーの燃料タンクを満杯にして返却するものとします。

7. 借受人は、レンタル・リース車両に任意保険（対人補償、対物補償、車両保険）を必ず付保するものとします。借受人は、任意保険証書の写しを当社に提出するものとします。

第 3 条 (レンタル・リース契約の締結)

1. 当社は貸渡できるレンタル・リースカーがない場合又は受取人が第 9 条各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みにより貸渡契約を締結します。

なお、当社は、レンタル・リース契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証以外の身元を証明する書類の提示を求め、運転免許証及び提示された書類の写しをとることがあります。

2. レンタル・リース契約の申し込みは、前条第 1 項に定める借受条件を明示して行うものとします。
3. 当社は、レンタル・リース契約を締結したときは、別に定めるレンタル・リース料金を申し受けます。

第 4 条 (レンタル・リース契約の成立等)

1. レンタル・リース契約は、当社がレンタル・リース料金、諸手続き費用及び第 21 条に定める任意保険料を受領し、借受人にレンタル・リースカーを引き渡したとき成立するものとします。ただし、借受人からレンタル・リース料金の後払いの要請があり、その要請が正当かつ与信管理上問題がないものと当社が判断した場合には、レンタル・リース料金の受領を待たずレンタル・リース契約は成立したものと見直します。
2. 当社は、事故、盗難その他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタルカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタル・リースカー（以下「代替レンタル・リースカー」という。）を貸し渡すことができるものとします。

3. 前項により貸し渡す代替レンタル・リースカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、該代替レンタル・リースカーの貸渡料金によるものとします。

4. 借受人は、第 2 項による代替レンタル・リースカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第 5 条 (レンタル・リース契約の解除)

1. 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の 1 に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなくレンタル・リース契約を解除し、直ちにレンタル・リースカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領したレンタル・リース料金を返納しないものとします。

- (1) この約款に違反したとき。
- (2) 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
- (3) 第 9 条各号に該当することとなったとき。

2. 借受人は、レンタル・リースカーが借受人に引き渡される前の煨疵により使用不能となった場合には、第 22 条第 3 項による処置を受けたときを除き、レンタル・リース契約を解除することができるものとします。

第 6 条 (不可抗力事由によるレンタル・リース契約の中途終了)

1. レンタル・リースカーの貸渡期間中において天災その不可抗力の事由により、レンタル・リースカーが使用不能となった場合には、レンタル・リース契約は終了するものとします。
2. 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

第 7 条 (中途解除)

1. 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得てレンタル・リース契約を解除することができるものとします。この場合には、借受人は、第 25 条の中途解約手数料を支払うものとします。

2. 借受人の責に帰する事由によるレンタル・リースカーの事故または故障のためレンタル・リース期間中に返還する事由によるレンタル・リース契約を解除したものとします。

3. 前項によりレンタル・リースカーを返還したときは、当社は第 4 条により受領したレンタル・リース料金を返納しないものとします。

第 8 条 (借受条件の変更)

1. レンタル・リース契約の成立した後、第 3 条第 2 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によってレンタル・リース業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第 9 条 (レンタル・リース契約の締結の拒絶)

1. 当社は、借受人は次の各号の 1 に該当する場合には、レンタル・リース契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 貸し渡したレンタル・リースカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。

(2) 酒気を帯びているとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。

(4) 予約に際して定めた運転者とレンタル・リースカー引渡時の運転者が異なるとき。

(5) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。

(6) 過去の貸渡しにおいて、第 17 条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(7) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。）において、第 30 条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

第 3 章 レンタル・リース自動車

第 10 条 (開始日時等)

1. 当社は、第 3 条第 2 項で明示された開始日時及び借受場所で、第 3 条第 3 項のレンタル・リース料金の入金を確認した後、第 14 条に定めるレンタル・リースカーを貸し渡すものとします。

第 11 条 (レンタル・リース方法等)

1. 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタル・リースカーに整備不良がないこと等を確認したうえで該当レンタル・リースカーを貸し渡すものとします。
2. 当社は、前項の確認において、レンタル・リースカーに整備不良等が発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。
3. 当社は、レンタル・リースカーを引き渡し時は、地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

第 4 章 レンタル・リース料金

第 12 条 (レンタル・リース料金)

1. 当社が受領する第 4 条の貸渡料金は、レンタル・リースカー貸渡時において地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出して実施している料金表によるものとします。
2. 当社が受領するレンタル・リース料金の額は、基本料及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

第 13 条 (レンタル・リース料金改定に伴う処置)

1. 前条のレンタル・リース料金を第 2 条による予約をした後に改定したときは、前条第 1 条にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

第 5 章 責任

第 14 条 (定期点検整備)

1. 当社は、道路運送車両法第 48 条の定期点検整備を実施したレンタル・リースカーを貸し渡すものとします。
2. 12 か月点検に関する継続検査諸費用 (重量税、自賠責保険料及び印紙代等含む) は、借受人の負担とします。

第 15 条 (日常点検整備)

1. 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタル・リースカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第 16 条 (借受人の管理責任)

1. 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタル・リースカーを使用し、保管するものとします。
2. 前項の管理責任は、レンタル・リースカーの引渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。

第 17 条 (禁止行為)

1. 借受人は、レンタル・リースカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けことなく、レンタル・リースカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) レンタル・リースカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (3) レンタル・リースカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタル・リースカーを改装若しくは改裝する等、その原状を変更すること。

- (4) 当社の承諾を受けことなく、レンタル・リースカーを各テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタル・リースカーを使用すること。

- (6) 当社の承諾を受けことなく、レンタル・リースカーについて損害保険に加入すること。

第 18 条 (自動車貸渡証の携帯義務等)

1. 借受人は、レンタル・リースカーの借受期間中、第 11 条第 3 項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。
2. 借受人は、自動車貸渡証の紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第 19 条 (賠償責任)

1. 借受人は、レンタル・リースカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

第 6 章 自動車事故の処置等

第 20 条 (事故処理)

1. 借受人は、レンタル・リースカーの借受期間中に、該当レンタル・リースカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。
 - (2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談または協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けすること。

- (4) レンタル・リースカーの修理は、特に理由はある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

2. 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

3. 当社は、借受人のため当該レンタル・リースカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第 21 条 (任意保険)

1. 借受人は、任意保険 (対人補償、対物補償、車両保険) を必ず付保するものとします。
2. 借受人は、任意保険証書を入手次第、その写しを当社に提出するものとします。

第 22 条 (故障等の処置等)

1. 借受人は、借受期間中にレンタル・リースカーの異常または故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. 借受人は、レンタル・リースカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタル・リースカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとします。
3. 借受人は、レンタル・リースカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタル・リースカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。
4. 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタル・リースカーを使用できなかったことにより生じる損害について当社に請求できないものとします。

第 23 条 (不可抗力事由による免責)

1. 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人は借受期間内にレンタル・リースカーを還元することができなくなった場合には、これにより生じる損害について借受人の責任を問わ

ないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、
当社の指示に従うものとします。

- 借受人は、天災その他不可抗力の事由により、当社がレンタル・リースカーの貸渡しまたは代替レンタル・リースカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生じる損害について当社の責任を問わないものとします。
当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第 7 章 取消し、払戻し等

第 24 条 (予約の取消し等)

- 借受人は、第 2 条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取消した場合又はレンタル・リース契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとし、この予約取消手数料の支払いがあったとき、当社は予約申込金を返納するものとします。
- 当社は、第 2 条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取消した場合又はレンタル・リース契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 第 2 条の予約があったにもかかわらず、前 2 項以外の事由によりレンタル・リース契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は予約申込金を返納するものとします。
- 当社及び借受人は、レンタル・リース契約を締結しなかったものについて、前 3 項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第 25 条 (中途解約手数料)

- 借受人は、第 7 条第 1 項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応するレンタル・リース料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

清算金＝〔(原契約期間のレンタル・リース料総額) － (開始日から返還日までの期間に対応する支払済みレンタル・リース料総額)〕 X 50%

第 26 条 (レンタル・リース料金の払戻し)

- 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領したレンタル・リース料金の全部又は一部を払い戻すものとします。
 - 第 5 条第 2 項により、借受人がレンタル・リース契約を解除したときは、受領したレンタル・リース料金の全額
 - 第 6 条第 1 項により、レンタル・リース契約が終了したときは、受領したレンタル・リース料金から、レンタル・リースからレンタル・リース契約が終了となった期間に対応するレンタル・リース料金を差引いた金額
 - 第 7 条第 1 項により、借受人が途中解約をしたときは、受領したレンタル・リース料金から、レンタル・リースから中途解約により返還した期間に対応するレンタル・リース料金を差し引いた残額
- 前項の払い戻しに当たっては、中途解約手数料その他受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

第 8 章 返 還

第 27 条 (レンタル・リースカーの確認等)

- 借受人は、レンタル・リースカーを当社に返還するとき、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。
- 当社は、レンタル・リースカーの返還に当たって、借受人の立合いのうえ、レンタル・リースカーの状態を確認するものとします。
- 借受人は、レンタル・リースカーの返還に当たって、当社の立合いのうえ、レンタル・リースカー内に借受人又は同乗者の遺

留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

第 28 条 (レンタル・リースカーの返還時期等)

- 借受人は、レンタル・リースカーを借受期間内に返還するものとします。
- 借受人は、第 8 条第 1 項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金または変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとします。

第 29 条 (レンタル・リースカーの返還場所)

- レンタル・リースカーの返還は、第 3 条第 2 項により明示した返還場所に返還するものとします。
ただし、第 8 条第 1 項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。
- 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
- 借受人は、第 8 条第 1 項による当社の承諾を受けることなく、第 3 条第 2 項により明示した返還場所以外の場所にレンタル・リースカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所返還違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用 X %

第 30 条 (レンタル・リースカーが乗り逃げられた場合の処置)

- 当社は、借受人が貸渡期間満了の時から 72 時間を経過しても前条第 1 項の返還場所にレンタル・リースカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃がされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続等の措置をとるものとします。
- 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタル・リースカーの所在地を確認するものとします。

- 第 1 項に該当することとなった場合、借受人は、第 19 条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタル・リースカーの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとします。

第 9 章 雑 則

第 31 条 (消費税)

- 借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含む)を別途当社に対して支払うものとします。

第 32 条 (遅延損害金)

- 借受人は、この約款に基づく金銭債務を怠ったときは、当社に対し年率 30%の割合による遅れ延長損害金を支払うものとします。

第 33 条 (契約の細則)

- 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。
- 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又はこれを変更した場合も同様とします。

第 34 条 (管轄裁判所)

- この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、同社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。
附 則 本約款は、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。